

四日市市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第42号

四日市市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市介護保険条例施行規則（平成12年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 786 400 822">附 則</p> <p data-bbox="209 844 448 880">1 及び 2 （略）</p> <p data-bbox="233 902 807 999"><u>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）</u></p> <p data-bbox="209 1021 807 1989">3 <u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定するものをいう。）の影響により収入が減少した者に対する条例第10条の規定の適用については、令和元年度分及び令和2年度分の保険料のうち令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支給日）が設定されているもの（資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されているものを含む。）に限り、第17条第2項の規定にかかわらず、市長が別に定める。</u></p>	<p data-bbox="935 786 1035 822">附 則</p> <p data-bbox="844 844 1083 880">1 及び 2 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)